

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

5年 12月 12日

堺市長様



提出者
住 所 堺市堺区南安井町1丁1番1号
氏 名 社会医療法人 清恵会
理事長 佐野 記久子

(法人にあっては、名称)

電話番号 072-223-8199

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清恵会病院
事業場の所在地	堺市堺区南安井町1丁1番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 : 病院
② 事業の規模	336床
③ 従業員数	600名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

(日本工業規格 A列4番)

前年実度 [令和 4 年 度]

標目 [令和 5 年 度]

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	95 t	t
(これまでに実施した取組)			
■月1回開催の所属長会議に担当部署として参加し、前月の排出数報告及び次月以降の排出数抑制に取り組むよう提言している			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	95 t	t
(今後実施する予定の取組)			
■排出部署のラウンドを行い適切に処理されているかの確認を行うとともに排出抑制に努める			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	■感染性と非感染性を別区画にて保管している。 ■院内各排出部署及び委託業者に主管部署にて作成した分別・廃棄方法を示した表を配布し、分別の徹底を図っている	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	■引き続き分別保管を行う	

○ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

○ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

○ ②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
■実施していない			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
■予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
■実施していない			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
■予定なし			

|自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

|自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
■実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
■予定なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	95 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
■主管部署及び排出部署が中間処理施設と最終処分場への現地視察を行い、当院からの排出物が適切に処理されているかの確認を行った			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th colspan="2">感染性廃棄物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全処理委託量</td><td>95 t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>■引き続き委託業者(収集運搬・中間処理)との連絡を密に取り、排出物が適切に処理されるよう指導を行う</p>			特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		全処理委託量	95 t	t	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	再生利用業者への処理委託量	t	t	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物																				
全処理委託量	95 t	t																			
優良認定処理業者への処理委託量	t	t																			
再生利用業者への処理委託量	t	t																			
認定熱回収業者への処理委託量	t	t																			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t																			
<p>【前年度(令和4年度)実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</th><th>95 t</th> </tr> </thead> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>■予定なし</p>			特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	95 t																	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	95 t																				
<p>※事務処理欄</p>																					

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。